

「文字・活字文化振興会」成立

図書館を変える追い風にしたい

荻原 幸子 経営学部助教授

まずは、「灯火親しむ秋」にちなんだ雑学クイズをひとつ。

『10月27日は何の日でしょう？』

さかのぼること今年の7月22日、郵政民営化法案の議論のさなか
 にあった第162回通常国会において、「文字・活字文化振興法」が
 可決成立し、同月29日に公布・施行された。この法律は、国民の活
 字離れや読み書き能力の低下傾向に歯止めをかける目的のもと
 に、超党派の議員(286人)で構成された活字文化議員連盟が、2年
 越しでその制定に取り組んできたという経緯がある。

そもそも、この「文字・活字文化」とは何なのか？ という問いに対す
 る答えは、「活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この
 条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行わ
 れる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための
 活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう」と
 これを定義する同法第二条に委ねたい。

法律の内容はおおよそ次の2点に集約できる。

一つは、すべての国民が等しく文字・活字文化を享受しうる環境整
 備は、国と自治体の責務であること(四～五、十一條)。もう一つ
 は、その環境整備のための施策として、① 公立図書館の適切な配
 置、司書と資料の充実、情報化の推進(七条) ② 学校教育におい
 て言語力の涵養を図るための、教育方法の改善や教育職員の資
 質向上、学校図書館の司書教諭等の職員体制や資料の充実、情
 報化の推進(八条) ③ 出版物の翻訳や学術研究成果の出版支援
 (九～十條)、を実施することである。法律の成立直後には、新聞等
 で《長年の課題だった国民の読書離れに歯止めをかける法律》《活
 字離れにストップをかける法律》などと報道され、おおむね歓迎ム
 ードの様相が見受けられた。

すでに三法あるが“お寒い”状況続く

ということで、国民が文字・活字文化に親しむ環境として、公立図書館と学校図書館が位置づけられ、その整備充実を謳うこの法律の制定について、図書館関係者は、さしずめ諸手を挙げて歓迎している…と思う向きもあることだろう。しかしながら、これまでの状況をみる限りでは、どこか醒めた、今一つ盛り上がり欠ける感があることは否めない。また、本学で司書・司書教諭課程を担当している立場にある私としても、当初はこの法律に対する立ち位置を決めかねるような、実のところなんとも複雑な心境であった。わが国の公立図書館は絶対的にその数が足りない。また、公立図書館も学校図書館もおしなべて、資料と専任の専門職員(司書や司書教諭)が極めて不十分な実態にある。ちなみに、読者諸氏の住んでいる地域では、子どもやお年寄りが無理なく歩いて行ける地点ごとに、公立の図書館があるだろうか？ 仕事帰りに、家事の合間に、家族揃って休日にと、折に触れてふらりと図書館に立ち寄り、その各種のサービスに十分満足して帰ることができる環境があるだろうか？ また、小・中・高校時代の思い出として、学校図書館(室)に備えられた新鮮で豊富な図書、雑誌、ビデオ、DVDなどを、存分に活用した(もしくは活用できたはずだ)という確かな実感があるだろうか？

残念ながらこの全てに「YES」と答えられるのは、ごく僅かの大変ラッキーな人であると言わざるを得ない。文字・活字文化振興法が、このようなわが国の状況を踏まえた内容となっていることは確かである。また、読書推進を目指しつつも、行政の役割をあくまで「環境整備」に留めており、「読め読め」的でない点についても、個人的には賛同している。



(社)日本読書推進運動協議会のポスター



荻原助教授の資料組織演習の講義



“知の宝庫”図書館を利用しよう

とはいえ、図書館の整備充実に関する国と自治体の責任や役割は、すでに1950年に制定された「図書館法」および1953年制定の「学校図書館法」において、すなわち「活字離れ」「読書離れ」などが話題となる遙か以前に謳われているのである。さらには、おおむね18歳以下の子どもに対する読書環境の整備についての法律(子どもの読書活動の推進に関する法律)が、2001年に成立したばかりでもある。このように、図書館の整備充実に関する法律はすでに十分揃っているにも関わらず、依然としてこの国の図書館は、前述のような「お寒い」状況のまま、今日に至っている。さらには、昨今の国や地方自治体の財政悪化を背景とする、経費・人員の大幅な削減傾向は、図書館の充実を目指すことすら困難な事態を招いている。

司書・司書教諭活躍の場を拡大

こうした状況を鑑みるに、長年にわたり図書館の整備充実の取り組みを重ねてきた図書館関係者が、新たに登場したこの法律に対して一定の距離をおいていることは、至極もつともな反応であろう。法律の制定が決して「魔法の杖」ではないことを痛切に経験している関係者の本音は、「お題目はもう十分」ということであり、むしろその関心は「この法律が果たしてどの程度の実効性をもつのか?」「この法律に掲げられた具体的な施策はどれだけ実現されるのか?」に向けられているといえよう。

かくいう私自身は、この法律の制定はやはり「追い風」なのだと考えるに至っている。あくまで老舗の「図書館法」「学校図書館法」の趣旨を踏まえつつ、活字離れや読解力の低下という、最近の状況に応じて登場したニューフェイスの法律をスパイスとして、あの手この手でしたたかに、実質的な財源確保の方途を探っていくことが、今後の道筋としては妥当であると判断するからである。

本学では毎年、百余名ほどの司書・司書教諭資格取得者を輩出しており、図書館の整備充実は、このような知識・技術を身につけた人材が、社会で活躍する場を「創り」そして「拡げる」ことにも通じている。多くの現役生や卒業生とともに、これからの文字・活字文化の環境整備のあり方を考え、そして行動していくことこそ私の務めだと、今あらためて考えている。

さて冒頭のクイズの答えは、同法十一条に定められた『文字・活字文化の日』。読書週間初日のこの日には、本や読書に関する多彩なイベントが、毎年各地で開催されるはずである。

まだまだ読書の秋。

《今年の一冊》は、もう決まりましたか?

(おぎわら・さちこ=経済学部助教授。主な担当は図書館概論、学校図書館メディアの構成)

《学部発信 -法学部-》

「政治学科」誕生

法学部では、2006年4月に政治学科を開設します。グローバル化の時代と呼ばれる21世紀、このヒト・カネ・情報が国境の垣根を越えて動きまわり、ハイブリッドな状況が生み出されつつある時代にあって、秩序形成の学としての政治学は、かつてなくその必要性が高まっているといえます。こうした時代の要請に応えるべく創設されたのが、政治学科です。

少人数教育で体系的学習を

1年次から4年次まで各学年に1クラス26人以下で構成される少人数授業がおかれ、教師との対話や学生同士の討論を通じて、知識が確実に身につくように配慮されています。

1年次の「基礎文献講読」では、必修の講義科目である「政治学の基礎」と「国際政治の基礎」の内容を十分に理解してもらうために、講義に連動したテキストを用いた討論が行われるほか、レポートやレジュメの書き方、プレゼンテーションの仕方といった基礎的技能が教えられます。

コースに分かれる2年次には、各コースで学ぶうえでの基礎的知識を討論のなかでマスターできるように、コースごとに2クラスずつ「基礎演習」がおかれています。そして大学生生活の学問的仕上げともいべき「ゼミナール」が3・4年次におかれています。

進路に基づく3コース制

学生が将来の進路と問題関心を見定め、それに基づいて系統的な学習計画を立てることを促進するために、2年次から3コースのいずれかを選択するコース制を採用します。

「政治理論・歴史コース」は、政治の一般理論と歴史、そして倫理と規範を学習することに力点が置かれています。ここでは、各種教員、ジャーナリスト、出版社社員、NPO職員など、21世紀の市民社会の形成を支える人材を育成します。

「国際政治・地域コース」は、国際政治と世界主要地域の状況分析と評価に主眼がおかれています。ここでは、国際的企業人、国際公務員、国際機関やNGOの職員など、21世紀の国際的舞台上で活躍できる人材を育てます。

「日本政治・政策コース」は、日本の国家と地方自治体における政治と行政の仕組みを中心に学びます。ここでは、国家公務員、地方公務員、議員、政党政策スタッフなど、世界政治と連動した日本の政策作成を担える人材を育成します。

「現代社会」の課題に対応

政治学科では、新しい政治課題に対応するために、「環境政治論」、「ジェンダー政治論」、「ナショナリズム論」といった他大学にはあまり見られない科目をおいています。

また、現代の国際社会において実践的に役立つ語学教育科目として、5カ国語から選択する「国際事情」を設置しています。さらに、キャリア教育の一環として、インターンシップ科目である「社会活動」、職業意識の開発をめざす「キャリア講座」も設けています。

充実した学習支援体制

少人数授業担当者は担当クラスの学生に対し、勉強面ですべての相談に応じるというアカデミック・アドバイザー制度を設け、学生一人ひとりにあった学力向上をめざします。そしてこの制度を有効に活用するために、教員は全員メール・アドレスを開示し、オフィス・アワーを設けます。さらに、主体的学習の促進を目的として、政治学科の全科目の連関を説明する小冊子を作成し配布します。

(深澤 民司)

